

【一般競争入札 簡易型】 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月31日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一

1 工事概要

- (1) 工事名 那覇空港誘導路改良工事（第2次）（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市鏡水（那覇空港制限区域内）
- (3) 工事内容 アスファルト舗装工
- (4) 工期 平成20年2月29日まで。
- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。
- (7) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者を対象とした試行工事である。ただし、次の点に留意すること。

会社代表者の変更等に伴いICカードの再発行を申請中の場合で、技術資料提出期限までにICカードが入手不可能な場合は、次の受付窓口にご相談すること。

電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体の入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

受付窓口：〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 経理課契約係
電話 098-867-3710（代表）

以下、本公告文において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

- (9) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (10) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。

- (11) 本工事は、調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合は、予決令第86条の調査を実施し、その調査結果を公表する試行工事である。
- (12) 本工事は、調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合は、監理技術者と同等の要件を満たす技術者の増員を行う試行工事である。
- (13) 本工事は、沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港）において、過去に調査基準価格を下回って契約した工事（以下、「低入札工事」という。）の工事成績が一定の点数未満の者については、競争参加資格を認めないものとする試行を行う。
- (14) 本工事は、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所発注工事において、手持ちの低入札工事がある場合、競争参加資格を認めないものとする試行を行う。
- (15) 本工事は、企業の基礎技術力に係る加算点について、最高得点者に満点を与え、最低得点者には加算点を与えないものとする試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における空港等舗装工事に係るAまたはB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者であること。
- (5) 施工計画が適正であること。（提出された施工計画（工程管理、技術的所見等）で1課題でも不適格があれば、欠格とする。）
- (6) 平成4年度以降に、次に掲げる工事を元請けとして完成・引渡し完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社以上が有すること。
なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

次の(ア)の要件を満たす施工実績を有すること。

- (ア) 供用中の空港において、夜間工事で滑走路、誘導路、エプロンのいずれかの施設について10,000m²以上のアスファルト舗装工事を元請けとした実績
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

平成4年度以降に、上記(6)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企

業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が工事経験を有すること。

なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）
- (11) 沖縄県内に建設業法に基づく本店・支店又は営業所が存在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 入札時に、平成18年4月1日以降に完成・引き渡し完了した沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港）工事において、低入札工事の工事成績に70点未満がある場合は、その該当工事の引き渡し日から当該年度及び翌年度は開発建設部管内発注工事（港湾・空港）の競争参加資格を認めない。（低入札工事の工事成績は、開発建設部管内発注工事（港湾・空港）の平成18年度以降における最も低い工事成績を評価する。）
- (14) 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所発注工事において、契約時に低入札工事の手持ち工事がある場合は、競争参加資格を認めない。（手持ちの低入札工事とは同一の発注者工事において、契約日から、工事目的物の引き渡しが行われる迄とする。）

3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に係る評価項目は次のとおりとするが、詳細については入札説明書による。

- ・企業の基礎技術力に係る施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力及び企業の信頼性・社会性を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施行体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

基礎点

競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現で

きると認められた場合には、基礎点として100点を与える。

加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は35点とする。

施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、 $\frac{\text{加算点の合計}}{\text{基礎点の合計}}$ により得られる施工体制評価点の割合を乗じた値（見直し加算点）と $\frac{\text{基礎点の合計}}{\text{基礎点の合計}}$ 及び $\frac{\text{施工体制評価点の合計}}{\text{基礎点の合計}}$ により得られる基礎点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

日 時 : 平成19年10月26日から平成19年11月2日

場 所 : 沖縄県那覇市港町2-6-11

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 入札室

資料の提出 : 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

その他 : 入札参加者別のヒアリングの日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

追加資料（入札説明書参照）の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の $\frac{\text{評価値}}{\text{基礎点の合計}}$ 及び $\frac{\text{施工体制評価点の合計}}{\text{基礎点の合計}}$ の要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

提出した施工計画書及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

(以下「要求要件」という。)

(5) 評価内容の担保

施工計画に記載された内容については、契約書に記載するものとする。受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減じる措置を行う。

(6) その他の詳細については入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所
経理課契約係 電話098-867-3710(代)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年9月3日から平成19年10月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで〒900-0016 沖縄県那覇市前島2-21-13 ふそうビル12階(財)港湾空港建設技術サービスセンター 電話098-868-2251において交付する。交付に当たっては、申請書類の様式も電子媒体で同時配布し、実費を徴収する。また、郵送(託送を含む。)による交付を希望する者は、あらかじめ電話で上記場所に申し込むこと。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成19年9月3日から平成19年9月14日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び資料が、1MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

電子入札システムによる入札の締め切りは、平成19年10月11日12時15分
開札は、平成19年10月12日10時00分 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所 入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。

契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法に従い、評価

値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。（入札説明書を参照のこと。）

- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。（入札説明書参照。）
- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (11) 契約締結後のV E 提案
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等（以下「契約後V E 提案」という。）に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。契約後V E 提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (14) 詳細は入札説明書による。